

窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領の実施細目について（形成14年1月18日国自環第271号）

窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価については、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成14年国土交通省告示第17号、以下「実施要領」という。）によるほか、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 実施要領3関係

- (1) 申請は、自動車交通局技術安全部環境課に正1部、副3部を提出することにより行うものとする。
- (2) 実施要領3(2)の公的な試験機関とは、国もしくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む）又は公益法人であって実施要領別添「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の評価に係る技術基準」（以下「技術基準」という。）の「2 試験方法」に規定する試験の用に供する設備を有するものをいう。なお、公的試験機関以外が所有する試験設備であって、上記試験に用いるものとして適切であると公的試験機関が判断したのものについては、当該試験設備を用い公的試験機関が行った試験の測定結果は公的試験機関が測定したのものとして取り扱うものとする。
- (3) 実施要領3(2)の原動機の種類は、原動機の型式別に区分すること。ただし、同一型式の原動機が排出ガス規制の異なる自動車に搭載されている場合には、自動車の型式別及び原動機の型式別に区分すること。また、同一の原動機型式に複数のNO_x又はPM諸元値が設定されている場合は、過給機の有無、最高出力の範囲等、必要な条件を付すものとする。
- (4) 実施要領3(3)の書面には、実施要領4の試験を実施した公的試験機関が発行した試験成績書及び試験に使用した燃料が技術基準1.3.1に規定する規格のものであることを確認できる性状表並びに耐久性試験における走行の記録を添付すること。なお、公的試験機関が発行した試験成績書は原本を提示することにより、原本に代えて写しを添付することができる。
- (5) 申請者がISO（国際標準化機構）9001、EN（European Norm）29001、EN 29002、JIS（日本工業規格）Z 9901、JIS Z 9902又はQS（Quality System requirements）9000の規格を取得している場合にあっては、実施要領3(3)に規定する「国際標準化機構第9002号の規格により登録されている場合」と同様に取り扱うものとする。

2. 実施要領5 関係

- (1) 実施要領5(1)(イ)の式CのPM諸元値を持たない自動車については、PM諸元値に代えて、低減装置を装着する自動車の種別に応じ、
、又は に掲げる方法で測定した低減装置装着前の自動車のPM測定値を用いるものとする。
- (2) 実施要領5(1)(イ)の式CのNOx諸元値を持たない自動車については、NOx諸元値に代えて、低減装置を装着する自動車の種別に応じ、
、又は に掲げる方法で測定した低減装置装着前の自動車のNOx測定値を用いるものとする。
- (3) (1)により測定した低減装置装着前の自動車のPM測定値が、実施要領5の表の低減装置を装着する自動車の種別の項に掲げる自動車に応じ、PMの項に掲げる値以下であった場合は、当該自動車に取り付ける低減装置は、実施要領5(1)(イ)のPMの基準に適合するものと見なし、(2)により測定した自動車のNOx測定値が、実施要領5の表の低減装置を装着する自動車の種別の項に掲げる自動車に応じ、NOxの項に掲げる値以下であった場合は、当該自動車に取り付ける低減装置は、実施要領5(1)(イ)のNOxの基準に適合するものと見なす。

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量が2.5トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という。)第31条第2項に規定する10・15モード法

車両総重量が2.5トンを超え、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)

保安基準第31条第6項に規定するガソリン・液化石油ガス13モード法

車両総重量が2.5トンを超え、軽油を燃料とするもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)

保安基準第31条第12項に規定するディーゼル13モード法

3. 実施要領6 関係

実施要領6における低減装置の排出ガス低減性能等に係る基準への適合性の審査については独立行政法人交通安全環境研究所自動車審査部が行うものとする。

4. 実施要領8 関係

1(1)の規定は、実施要領8(1)の変更申請の場合において準用

する。

5. 実施要領 9 関係

1 (1) の規定は、実施要領 9 (1) の報告及び 9 (2) の資料を提出する場合において準用する。

6. 実施要領 10 関係

申請者が I S O (国際標準化機構) 9001、E N (European Norm) 29001、E N 29002、J I S (日本工業規格) Z 9901、J I S Z 9902 又は Q S (Quality Systemrequirements) 9000 の規格を取得している場合又は優良低減装置製作者等が独自に定める品質管理方法が I S O 9002 の規格と同等以上であり、確実に実施されていると認められる場合にあっては、実施要領 10 (1) に規定する「国際標準化機構第 9 0 0 2 号の規格により登録されている場合」と同様に取り扱うものとする。

7. 低硫黄軽油の使用を条件とする低減装置の取り扱い

低減装置の使用条件で使用する燃料が、硫黄分 5 0 ppm 以下の軽油 (以下「低硫黄軽油」という。) に限られるものについては、低減装置の取り扱い説明書等にその旨を記述するとともに、別添 1 のステッカーを作成し、自動車の給油口付近に貼付するよう低減装置の使用者に周知し、適正に低硫黄軽油が使用されるための措置を講ずること。

8. 別添「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の評価に係る技術基準」関係

(1) ディーゼル 1 3 モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和 5 8 年 1 0 月 1 日自車第 8 9 9 号) 別添 3 6 及び「新型自動車の試験方法について」(昭和 4 6 年 8 月 2 4 日交審第 4 5 3 号) TRIAS24-5-1999 又は「「シャシダイナモメータによるディーゼル自動車 1 3 モード排出ガス測定方法」について」(平成 9 年 5 月 1 3 日自環第 1 1 5 号) による。

ガソリン 1 3 モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和 5 8 年 1 0 月 1 日自車第 8 9 9 号) 別添 3 3 及び「新型自動車の試験方法について」(昭和 4 6 年 8 月 2 4 日交審第 4 5 3 号) TRIAS23-5-1999 又は「「シャシダイナモメータによるガソリン自動車 1 3 モード排出ガス測定方法」について」(平成 9 年 5 月 1 3 日自環第 1 1 4 号) による。

ガソリン 1 0 ・ 1 5 モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和 5 8 年 1 0 月 1 日自車第 8 9 9 号) 別添 3 1 及び「新型自動車の試験方法について」(昭和 4 6 年 8 月 2 4 日交

審第 4 5 3 号) TRIAS23-4-1999 による。

ディーゼル 10・15 モード法の試験は、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」(昭和 58 年 10 月 1 日自車第 899 号)別添 3 4 及び「新型自動車の試験方法について」(昭和 46 年 8 月 24 日交審第 4 5 3 号) TRIAS24-4-1999 による。

- (2) 過渡走行モード法は、別添 2 「ディーゼル自動車過渡走行モード排出ガス試験方法」により行うものとする。
- (3) 連続再生式 DPF の再生性能試験は技術基準 2.3 によるほか別添 3 「ディーゼル自動車粒子状物質低減装置の再生性能試験方法」により行うものとする。